

地域公共交通計画認定申請について

令和5年（2023年）6月

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター
「いなぼう」

1. チョイソコいながわ運行の財源について

- 令和4年4月からチョイソコいながわの本格運行を開始しており、本格運行移行後は、継続的な運行財源を確保するため、国の補助制度（フィーダー補助）を活用している。
- 令和4年度（対象期間：令和4年4月～9月までの半年間）の運行は、37万2千円の補助金の交付を受けている。
- 令和6年度（対象期間：令和5年10月～令和6年9月）の運行についても同様に国の補助制度（フィーダー補助）を活用したいと考えており、そのためには、昨年度と同様に地域公共交通計画の認定を受ける必要がある。
- 猪名川町地域公共交通会議において、地域公共交通計画認定に係る申請及び当該補助金の交付に係る今後の事務手続き等について、事務局に一任することについて同意を求めるものとする。

【令和4年度の本格運行後から活用を受けている国の補助制度】

・地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

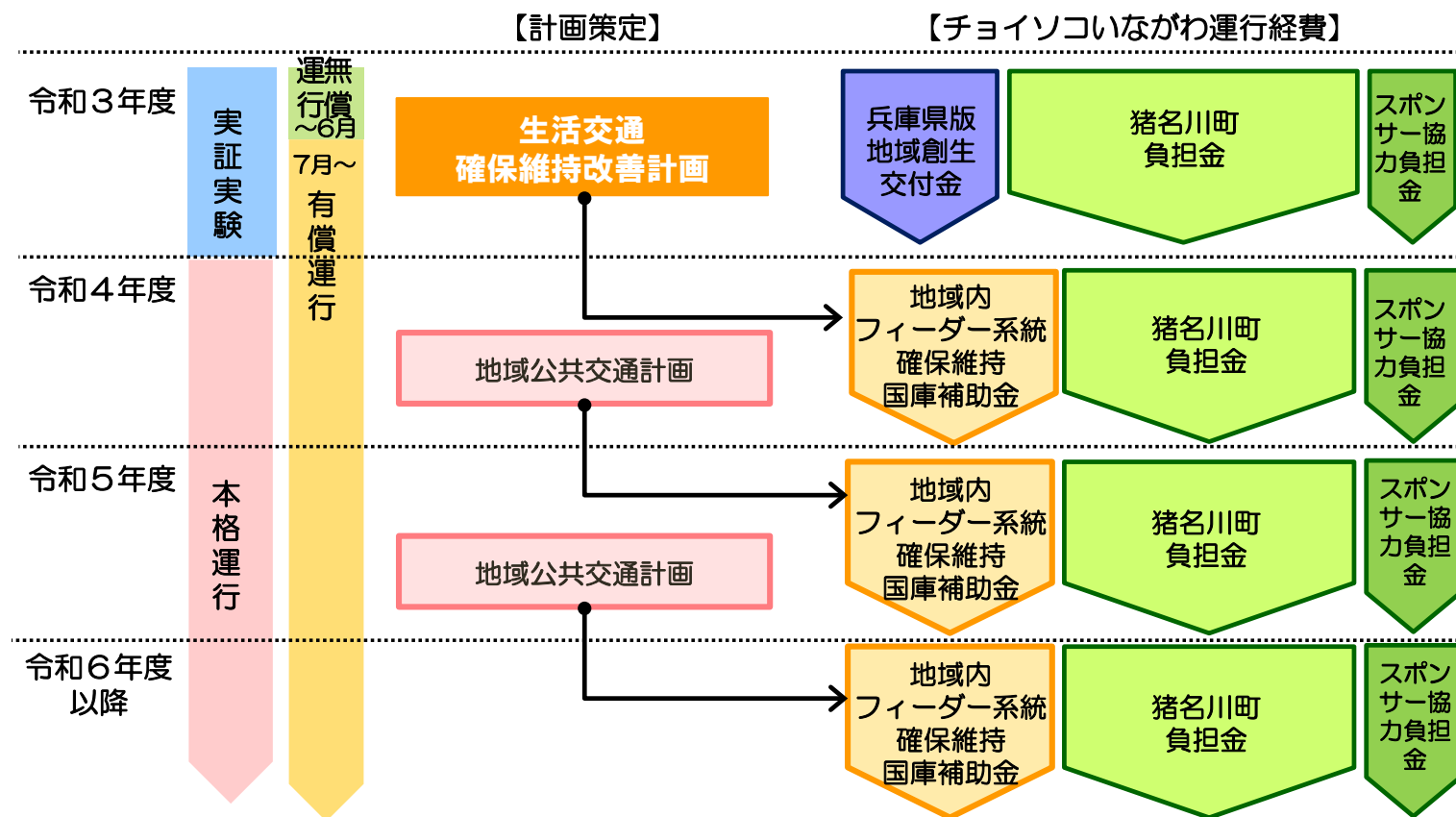
※地方運輸局長が指定する交通不便地域における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を獲得するため、近畿運輸局長あてに猪名川町長名で阿古谷地区を対象に交通不便地の認定申請を行い、令和3年6月29日付で指定を受けています。

※令和5年度（対象期間：令和4年10月～令和5年9月）の運行は、令和4年度第1回猪名川町地域公共交通会議においてご同意いただき、地域公共交通計画認定申請を行い、令和4年9月29日付で同計画の認定を受けています（※令和5年度の補助金交付決定時期は令和6年3月予定）。

2. 本格運行後におけるチョイソコいながわ運行の財源

- 令和4年度の運行は、地域内の生活交通を対象とした「生活交通確保維持改善計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」と猪名川町の負担等による運行を実施した。
- 令和5年度以降の運行は、令和3年度末に策定した「地域公共交通計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」を活用した運行とし、町の負担を小さくしながら運行を継続していくものとする。
- 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金は、交通不便地認定を受けている『阿古谷地区』で運行するチョイソコいながわの運行経費が対象となる。

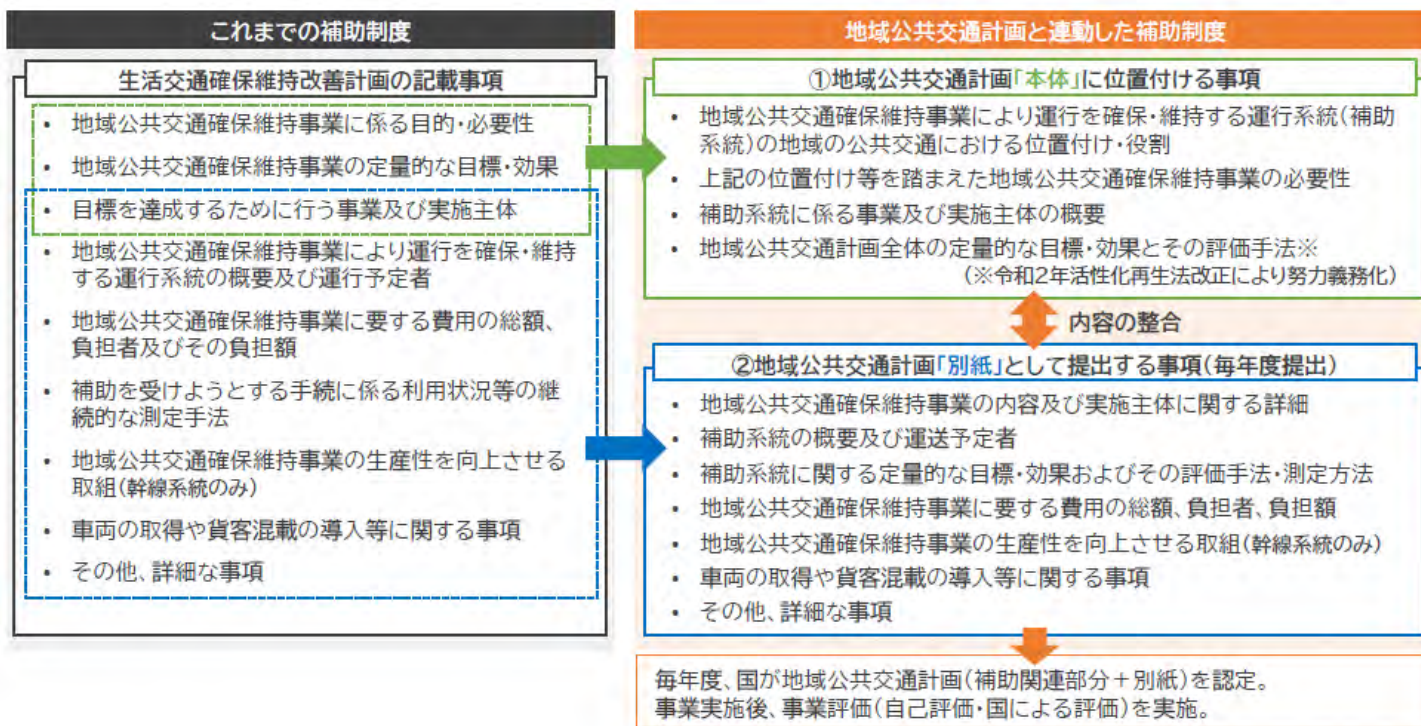
● 本格運行後にチョイソコいながわの運行財源確保のイメージ



3. 地域公共交通計画の認定について

- 「生活交通確保維持改善計画」に基づく国の支援制度は、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）を行っている。
- 経過措置期間（令和6年事業年度：令和5年10月1日～令和6年9月30日まで）を設定しているが、経過措置期間終了後は地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件を満たさないと、補助対象外となる。
- 猪名川町では、令和3年度末に「猪名川町地域公共交通計画」を策定しており、令和5年度（対象期間：令和4年10月～令和5年9月）以降の運行は、計画制度と補助制度の連動化による補助要件に基づく補助申請を行っている。

●地域公共交通計画と補助制度の連動化について



4. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

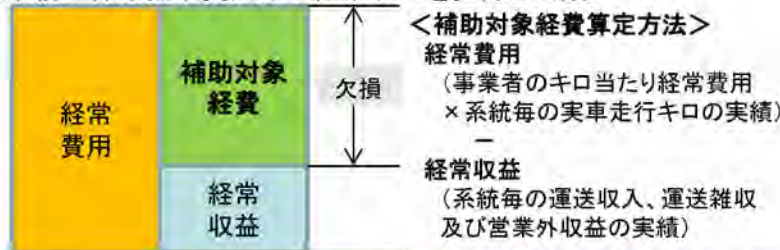
- 地域公共交通計画の認定を受けることで「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けられる。
- 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助額は、補助対象交通（チョイソコいながわ運行エリアのうち地方運輸局長が指定する交通不便地域である阿古谷地域のみ）運行欠損額の最大1/2 であり、残りは猪名川町負担となる。

● 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の概要

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2

- 主な補助要件

協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、

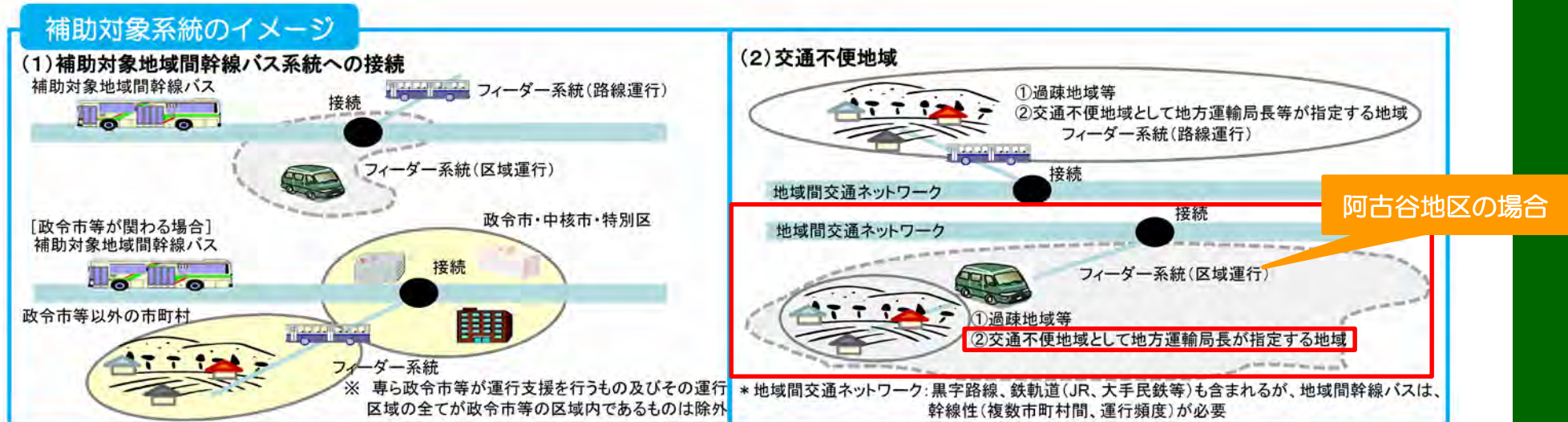
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字であること

出典：国土交通省資料

4. 地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金について

- 地域内フィーダーシステムとは、一般的には幹線（地域間幹線バスシステムや鉄道などの地域間交通ネットワーク）と接続し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバス・乗合タクシーなどを指す。
- 複数市町を跨ぐ地域間交通ネットワークへのアクセス機能を有するものであることなどの要件が定められている。
- チョイソコいながわ阿古谷・松尾台地区は、複数市町を跨ぐ地域間交通ネットワークの接続となる日生中央駅（能勢電鉄・阪急バス川西猪名川線）に接続しているため、補助対象となる。
- ただし、チョイソコいながわ阿古谷・松尾台地区のうち、松尾台地区は日生中央駅や既存のバス停留所から半径1km圏内となるため、交通不便地域の指定を受けることができず、阿古谷地区のみ交通不便地域として指定されていることから、阿古谷地区のみ助金対象となる。
- 町内完結路線である阪急バス杉生線は地域間交通ネットワークに該当しないため、阪急バス杉生線の杉生停留所に接続するチョイソコいながわ大島地区は補助対象外となる。

●補助対象システム（地域内フィーダーシステム）の概要



出典：国土交通省資料